

2004年5月17日

〒100-0013

東京都千代田区霞が関一丁目1番3号

(電話03-3581-2234)

東京弁護士会

法律相談課 刑事告発担当 御中

〒 -

東京都足立区

自宅電話 - -

(留守電、携帯、FAX、メールアドレスはなし)

半沢一宣(はんざわ・かずのり)

刑事告発に関する法律相談の申し込み

前略失礼致します。

早速ですが、私こと、このたびある鉄道会社の悪質行為(不作為)に対して刑事告発をしたいと考えておりますが、東京地方検察庁に郵送した告発状が、書式並びに説明不備として、繰り返し不受理とされ続けております。

この件につきまして、貴会所属の 弁護士(区 ビル 階、電話03 - -)から貴会の法律相談を利用することを勧められ、貴課の電話番号を御教示いただきました。しかし、事案が複雑で電話での事情説明には向かないと考えられますので、先に要点を記した手紙を証拠文書・写真等と共に送付し、後日貴会(の担当者様)の指定する日時に訪問(面会)若しくは電話で相談という形にさせていただいてはどうかと考えました。

私が刑事告発をしたいと考えているのは、東武鉄道株式会社という私鉄が、
電車内での喫煙その他の迷惑行為とこれに起因する暴力事件

” 起因する列車火災事故

喫煙しながらの運転に起因する運転事故

列車爆破などのテロ工作

などの利用者への危害の温床となっている、乗務員室とここに構成される貫通路部分に欠陥構造を抱えたままの車両を走らせ続けている件について、私からの再三の危険の指摘を聞き入れず、いつ利用者に取り返しのつかない危害を及ぼすことになってもおかしくない状態を放置し続けている、という問題についてです。

私は過去に、この欠陥構造を悪用した乗客の迷惑行為(電車内での喫煙)に抗議して実際に相手から腹いせの暴力被害(上記 の被害)を受けたことがあり、その後私は機会あるごとに、再発防止のための車両改造を実施するよう、東武鉄道に申し入れてきました。

(添付の証拠文書 を参照)特に、同社が営団地下鉄(現・東京メトロ)半蔵門線を経て東急田園都市線への直通運転を開始する直前の昨年2月に大韓民国大邱(テグ)市で地下鉄放火惨事が発生したときには、この直通運転の開始によって、私が受けたのと同じ被害が再発してしまうかもしれない危険が直通運転先の営団半蔵門線及び東急田園都市線の利用者にも拡大されてしまう問題だけでなく、地下鉄線内での列車火災事故等の誘因とさえなりかねない(上記 の危険が発生してしまう)問題について、東武鉄道のほか営団・東急とその沿線自治体、国土交通省鉄道局、並びに東京消防庁に通報しました。(証拠文書 、営団・東急の沿線自治体には証拠文書 と の写しを送付)

これを受けて東武鉄道は、この問題の解決のためと見られる車両改造工事に着手し始めました。しかしこれらはいずれも問題の根本的な解決にならない、子供だましのものに過ぎず、私が指摘している事故や事件の(再発の)未然防止ができていないと認めることはできません。そこで私は今年2月になってから、この問題点についての認識を問う質問状を同社に送付し(証拠文書)また同時期に発覚した、問題の欠陥構造が一部の列車乗務員にも悪用されていて乗務中の喫煙を容易ならしめている、すなわちこれを実質的に幫助する結果になっている(上記 の危険が発生してしまう誘因になりかねない)問題についても認識を問う質問状を、3月に追加送付しました。(証拠文書)

この直後に、スペイン・マドリード市で通勤列車同時爆破テロ事件が発生し、更には国際テロ組織による日本へのテロ予告が出されました。これは、奇しくも私がテロ発生の直前に送付していた質問状(証拠文書)で指摘していたテロの危害(上記 の危害)が、爆発物を仕掛ける手段が異なるだけで現実のものとなってしまったことを意味するものです。ところが、東武鉄道はこの直後に送付してきた回答書(証拠文書)において、スペインでのテロ事件とその後の日本へのテロ予告などと切り離して考えることが出来ない、私が証拠文書 で指摘した上記 の危害についての指摘を無視しました。

このことは、東武鉄道が、私が指摘し続けている上記 ~ の危害について、これらの事故・事件がいずれも実際に発生し得る危険性が存在することを認識しつつ、その対策を敢えて怠り続けることによって、これらの事故・事件の未然防止ができなくても、すなわち事故・事件が発生してしまってもしかたがないという、いわゆる未必の故意若しくは未必の殺意が同社に存在していることを証明しているものであると考えられます。したがって、同社の一連の不作為が、業務上過失ではなく、上記 ~ の事故・事件(殺人若しくは傷害)が発生するのを幫助することの予備行為であることは明白です。

このため、私は東武鉄道が利用者との話し合いだけでこれら一連の問題の解決を自主的に行うことはもはやあり得ないと判断し、利用者すなわち東武鉄道の沿線住民の危害防止=安全確保のためには、同社を告発し司法によって処罰してもらう以外に方法はないと結論づけました。

この問題について、捜査当局に受理され、立件(起訴)につなげることができる告発状を作成するための相談を、貴会に申し込みたく考えております。御教示いただきたいのは、

本件を刑事立件することの可否と、否の場合はその理由（幫助の予備という形の作為若しくは不作為の犯罪は法が想定していないといった、法の抜け穴若しくは限界のようなものが存在するかどうか）

過去に不受理とされた東京地方検察庁宛て告発状（3月23日付け内容証明郵便、及び4月2日付け文書の2通）をどのように書き改めるべきか

告発状の提出先について、東京地検は資料還付の送り状において「再度告発する意思に変わらないのであれば、（中略）引き続き警視庁本部に相談するのが相当と思料します。」としていますが、なぜ東京地検が言うように警視庁でなければならないのか、単に東京地検が新たな捜査を引き受けるのを面倒くさがっているだけの“司法不作為”ということはないのかどうか。ちなみに本件については、昨年3月にも東武鉄道を鉄道営業法25条及び東京都火災予防条例23条違反容疑で警視庁本庁に告発し、このときも不受理とされているため、一事不再理の原則により今回も不受理とされてしまう可能性を否定できないように考えております。

本件について、鉄道事業者を監督・指導する立場にある国土交通省鉄道局は、私からの再三の通報並びに鉄道事業法第23条3号及び6号を根拠とする事業改善命令の発令要請（証拠文書、及び本年3月25日付け内容証明郵便の写しを参照）を無視し、一貫して傍観するのみで、東武鉄道が本件への対応を怠り続けることを実質的に幫助し続けています。このような国の“監督不作為”に対しても刑事告発ができませんかどうか

の4点です。これらにつきまして、御相談いただける日時と場所、担当者様の御名前、及び相談料（民事の法律相談と同じ30分5000円+消費税でよいのかどうか）などにつきまして、折り返し御連絡下さりたく、お願い申し上げます。（返信用切手を同封致しますので、必要に応じて御利用下さい。なお拙宅の電話は母の部屋に取り込まれており、着信音に気付きにくいなど母以外の家族は電話利用が困難な状況にあります。恐縮ですが、緊急やむを得ない場合を除き、御連絡は郵便にてお願い申し上げます）

なお、添付した証拠文書・写真等は、いずれも東京地検に提出し還付されてきたものを修正せず再利用しており（文書番号もそのまま）再度告発するときにもできればこのまま捜査当局に再提出したいと考えているものですので、この点お含みおき願います。

その他御不明な点がございましたら、上記半沢までお問い合わせ下さい。

取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

草々

記事 小包郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第11-5869-21194号（普通小包郵便）

2004（平成16）年5月18日 東京中央郵便局にて配達完了